

昭和六十年郵政省令第二十八号

工事担任者規則

電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第五十三条第一項、第五十四条、第五十五条第二項、第五十六条第二項、第五十八条、第六十条第一項、第六十三条、第六十七条第三項及び附則第十四条第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、工事担任者規則を次のように定める。

目次

第一章 総則(第一条—第四条)
第二章 工事担任者試験(第五条—第二十三条)
第三章 工事担任者の養成課程(第二十四条—第三十四条)
第四章 工事担任者の認定(第三十五条・第三十六条)
第五章 工事担任者資格者証の交付(第三十七条)
第六章 指定試験機関(第四十二条—第五十五条)
第七章 雜則(第五十六条—第五十七条)

（目的）この規則は、別に定めるものを除くほか、工事担任者に関する事項を定めることを目的とする。
(用語)

（工事担任者を要しない工事）この規則において使用する用語は、電気通信事業法(以下「法」という。)で使用する用語の例による。

（工事担任者は、次とのおりとする。）

（専用設備(電気通信事業法施行規則(昭和六十一年郵政省令第二十五号)第二条第二項)で定める場合は、次のとおりとする。）

（下「端末設備等」という。）を接続するとき。

（船舶又は航空機に設置する端末設備(総務大臣が別に告示するものに限る。)を接続するとき。）

（適表示端末機器、電気通信事業法施行規則(第三十二条第一項第四号に規定する端末設備、同項第五号に規定する端末機器又は同項第七号に規定する端末設備を総務大臣が別に告示する方により接続するとき。）

（資格者証の種類及び工事の範囲）

（受験の停止等）

（第六条）試験に関して不正の行為があつたときは、総務大臣又は指定試験機関は、当該不正行為に係る者について、その受験を停止し、又はその試験を無効にすることができる。

（第七条）試験は、次の各号に掲げる資格者証の種類に応じ、それぞれ当該各号に掲げる試験科目について行う。

（試験科目）	（第一級アナログ通信）	（第一級デジタル通信）
（イ）電気通信技術の基礎	（1）電気工学(電気回路、電子回路、論理回路)の基礎	（1）電気工学(電気回路、電子回路、論理回路)の基礎
（ロ）端末設備の接続のための技術及び理論	（2）電気通信の基礎	（2）電気通信の基礎
（ハ）端末設備の技術	（3）情報セキュリティの技術	（3）情報セキュリティの技術
（一）端末設備の接続に関する法規	（4）接続工事の技術及び施工管理	（4）接続工事の技術及び施工管理

（二）端末設備の接続に関する法規	（1）有線電気通信法及びこれに基づく命令	（1）有線電気通信法及びこれに基づく命令
（ハ）端末設備の接続に関する法規	（2）不正アクセス行為の禁止等に関する法律及びこれに基づく命令	（2）不正アクセス行為の禁止等に関する法律及びこれに基づく命令
（一）端末設備の接続に関する法規	（3）電子署名及び認証業務に関する法律及びこれに基づく命令	（3）電子署名及び認証業務に関する法律及びこれに基づく命令
（二）端末設備の接続に関する法規	（4）法律(平成十二年法律第二百二号)及びこれに基づく命令	（4）法律(平成十二年法律第二百二号)及びこれに基づく命令
（ハ）端末設備の接続に関する法規	（1）電気工学(電気回路、電子回路、論理回路)の初步	（1）電気工学(電気回路、電子回路、論理回路)の初步

（試験の範囲）	（資格者証の種類）	（第四条）法第七十二条第一項の工事担任者資格者証(以下「資格者証」という。)の種類及び工事担任者が行い、又は監督することができる端末設備等の接続に係る工事の範囲は、次の表に掲げるとおりとする。									
		（第一級アナログ通信）	（第一級デジタル通信）	（第二級アナログ通信）	（第二級デジタル通信）	（第三級ターミナル通信）	（第三級データ通信）	（第四級グローバル通信）	（第五級ナローベース通信）	（第六級アマチュアラジオ通信）	（第七級アマチュアラジオ通信）
（第一級アナログ通信）	（第一級デジタル通信）	（第一級アナログ通信）	（第一級デジタル通信）	（第一級アナログ通信）	（第一級デジタル通信）	（第一級アナログ通信）	（第一級デジタル通信）	（第一級アナログ通信）	（第一級デジタル通信）	（第一級アナログ通信）	（第一級デジタル通信）
（イ）電気通信技術の基礎	（イ）電気通信技術の基礎	（ロ）端末設備の接続のための技術及び理論	（ロ）端末設備の接続のための技術及び理論	（ハ）端末設備の技術	（ハ）端末設備の技術	（一）端末設備の接続に関する法規	（一）端末設備の接続に関する法規	（二）端末設備の接続に関する法規	（二）端末設備の接続に関する法規	（三）端末設備の接続に関する法規	（三）端末設備の接続に関する法規
（ロ）端末設備の接続のための技術及び理論	（ハ）端末設備の接続のための技術及び理論	（一）端末設備の接続に関する法規	（二）端末設備の接続に関する法規	（三）端末設備の接続に関する法規	（四）端末設備の接続に関する法規	（ハ）端末設備の接続のための技術及び理論	（一）端末設備の接続に関する法規	（二）端末設備の接続に関する法規	（三）端末設備の接続に関する法規	（四）端末設備の接続に関する法規	（ハ）端末設備の接続のための技術及び理論
（ハ）端末設備の技術	（ハ）端末設備の技術	（一）端末設備の接続に関する法規	（二）端末設備の接続に関する法規	（三）端末設備の接続に関する法規	（四）端末設備の接続に関する法規	（ハ）端末設備の接続のための技術及び理論	（一）端末設備の接続に関する法規	（二）端末設備の接続に関する法規	（三）端末設備の接続に関する法規	（四）端末設備の接続に関する法規	（ハ）端末設備の接続のための技術及び理論
（一）端末設備の接続に関する法規	（二）端末設備の接続に関する法規	（三）端末設備の接続に関する法規	（四）端末設備の接続に関する法規	（ハ）端末設備の接続のための技術及び理論	（ハ）端末設備の接続のための技術及び理論	（一）端末設備の接続に関する法規	（二）端末設備の接続に関する法規	（三）端末設備の接続に関する法規	（四）端末設備の接続に関する法規	（ハ）端末設備の接続のための技術及び理論	（ハ）端末設備の接続のための技術及び理論
（二）端末設備の接続に関する法規	（三）端末設備の接続に関する法規	（四）端末設備の接続に関する法規	（ハ）端末設備の接続のための技術及び理論	（ハ）端末設備の接続のための技術及び理論	（一）端末設備の接続に関する法規	（二）端末設備の接続に関する法規	（三）端末設備の接続に関する法規	（四）端末設備の接続に関する法規	（ハ）端末設備の接続のための技術及び理論	（ハ）端末設備の接続のための技術及び理論	（一）端末設備の接続に関する法規
（ハ）端末設備の接続のための技術及び理論	（ハ）端末設備の接続のための技術及び理論	（一）端末設備の接続に関する法規	（二）端末設備の接続に関する法規	（三）端末設備の接続に関する法規	（四）端末設備の接続に関する法規	（ハ）端末設備の接続のための技術及び理論	（一）端末設備の接続に関する法規	（二）端末設備の接続に関する法規	（三）端末設備の接続に関する法規	（四）端末設備の接続に関する法規	（ハ）端末設備の接続のための技術及び理論

（試験の方法）	（第二章）工事担任者試験	（第五条）工事担任者試験(以下「試験」という。)は、筆記の方針又は電子計算機その他の機器を使用する方法により行う。ただし、総務大臣が特に必要と認める場合は、他の方法によることができる。									
		（試験の方法）	（第一級アナログ通信）	（第一級デジタル通信）	（第二級アナログ通信）	（第二級デジタル通信）	（第三級ターミナル通信）	（第三級データ通信）	（第四級グローバル通信）	（第五級ナローベース通信）	（第六級アマチュアラジオ通信）
（第一級アナログ通信）	（第一級デジタル通信）	（第一級アナログ通信）	（第一級デジタル通信）	（第一級アナログ通信）	（第一級デジタル通信）	（第一級アナログ通信）	（第一級デジタル通信）	（第一級アナログ通信）	（第一級デジタル通信）	（第一級アナログ通信）	（第一級デジタル通信）
（イ）電気通信技術の基礎	（イ）電気通信技術の基礎	（ロ）端末設備の接続のための技術及び理論	（ロ）端末設備の接続のための技術及び理論	（ハ）端末設備の技術	（ハ）端末設備の技術	（一）端末設備の接続に関する法規	（一）端末設備の接続に関する法規	（二）端末設備の接続に関する法規	（二）端末設備の接続に関する法規	（三）端末設備の接続に関する法規	（三）端末設備の接続に関する法規
（ロ）端末設備の接続のための技術及び理論	（ハ）端末設備の接続のための技術及び理論	（一）端末設備の接続に関する法規	（二）端末設備の接続に関する法規	（三）端末設備の接続に関する法規	（四）端末設備の接続に関する法規	（ハ）端末設備の接続のための技術及び理論	（一）端末設備の接続に関する法規	（二）端末設備の接続に関する法規	（三）端末設備の接続に関する法規	（四）端末設備の接続に関する法規	（ハ）端末設備の接続のための技術及び理論
（ハ）端末設備の接続のための技術及び理論	（ハ）端末設備の接続のための技術及び理論	（一）端末設備の接続に関する法規	（二）端末設備の接続に関する法規	（三）端末設備の接続に関する法規	（四）端末設備の接続に関する法規	（ハ）端末設備の接続のための技術及び理論	（一）端末設備の接続に関する法規	（二）端末設備の接続に関する法規	（三）端末設備の接続に関する法規	（四）端末設備の接続に関する法規	（ハ）端末設備の接続のための技術及び理論
（一）端末設備の接続に関する法規	（二）端末設備の接続に関する法規	（三）端末設備の接続に関する法規	（四）端末設備の接続に関する法規	（ハ）端末設備の接続のための技術及び理論	（ハ）端末設備の接続のための技術及び理論	（一）端末設備の接続に関する法規	（二）端末設備の接続に関する法規	（三）端末設備の接続に関する法規	（四）端末設備の接続に関する法規	（ハ）端末設備の接続のための技術及び理論	（ハ）端末設備の接続のための技術及び理論
（二）端末設備の接続に関する法規	（三）端末設備の接続に関する法規	（四）端末設備の接続に関する法規	（ハ）端末設備の接続のための技術及び理論	（ハ）端末設備の接続のための技術及び理論	（一）端末設備の接続に関する法規	（二）端末設備の接続に関する法規	（三）端末設備の接続に関する法規	（四）端末設備の接続に関する法規	（ハ）端末設備の接続のための技術及び理論	（ハ）端末設備の接続のための技術及び理論	（一）端末設備の接続に関する法規
（ハ）端末設備の接続のための技術及び理論	（ハ）端末設備の接続のための技術及び理論	（一）端末設備の接続に関する法規	（二）端末設備の接続に関する法規	（三）端末設備の接続に関する法規	（四）端末設備の接続に関する法規	（ハ）端末設備の接続のための技術及び理論	（一）端末設備の接続に関する法規	（二）端末設備の接続に関する法規	（三）端末設備の接続に関する法規	（四）端末設備の接続に関する法規	（ハ）端末設備の接続のための技術及び理論

（五）総合通信

<p>(1) 電気工学（電気回路、電子回路、論理回路）の基礎</p> <p>(2) 電気通信の基礎</p>
<p>口 端末設備の接続のための技術及び理論</p> <p>端末設備の技術</p>
<p>ハ 端末設備の接続に関する法規</p>
<p>(1) (6) (5) (4) (3) (2) (1) 総合デジタル通信の技術</p> <p>接続工事の技術及び施工管理</p>
<p>（2） ネットワークの技術</p> <p>トライピック理論</p>
<p>（3） 情報セキュリティの技術</p>
<p>（4） 法律</p>
<p>（5） 有線電気通信法及びこれに基づく命令</p>
<p>（6） 不正アクセス行為の禁止等に関する法律</p>
<p>（7） 電子署名及び認証業務に関する法律及びこれに基づく命令</p>
<p>（8） 〈科目合格者に対する試験の免除〉</p>
<p>第八条 試験において合格点を得た試験科目のある者が当該試験の行われた月の翌月の初めから起算して三年以内（総務大臣が天災その他非常事態により試験が行われなかつたことその他特別の事情を考慮して別に告示して指定する者については、当該試験の行われた月の翌月の初めから起算して三年を経過した後において最初に行われる試験の実施日の属する月まで）に試験を受ける場合は、申請により、別表第一号の区別に従つて、試験科目の試験を免除する。</p>
<p>（一定の資格等を有する者に対する試験の免除）</p>
<p>第九条 工事担任者が他の試験を受ける場合は、申請により、別表第一号の区別に従つて、試験科目の試験を免除する。</p>
<p>（建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十四条に規定する電気通信工事施工管理をいう。以下同じ。）とするものに合格した者（ただし、二級の第一次検定に必要な試験</p>

験にのみ合格した者を除く。)が試験を受ける場合は、申請により、別表第三号の区別に従つて、試験科目の試験を免除する。

第十一条 端末設備等の接続に係る工事に關し、実務経歴を有する者が試験を受ける場合は、申請により、別表第四号の区別に従つて、試験科目の試験を免除する。

(認定学校等における認定に係る教育課程修了者に対する試験の免除)

第十二条 総務大臣の認定を受けた学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校その他の教育施設(以下「学校等」という。)において認定に係る教育課程を修了した者が試験を受ける場合は、申請により、試験のうち電気通信技術の基礎の試験科目の試験を免除する。

(試験の実施)

第十三条 試験は、毎年少なくとも一回行うものとする。

(試験の公示)

第十四条 試験(指定試験機関が試験事務を行うものを除く。)を受けようとする者は、別表第五号に定める様式の申請書を総務大臣に提出しなければならない。この場合において、第十条の規定による試験の免除を申請する者は別表第六号に定める様式の経歴證明書を、第十一條の規定による試験の免除を申請する者は別表第六号の二に定める様式の修了証明書を添えなければならない。

2 指定試験機関がその試験事務を行う試験を受けようとする者は、当該指定試験機関が定めるところにより、申請書及び写真を当該指定試験機関に提出しなければならない。

3 第一項後段の規定は、指定試験機関がその試験事務を行ふ試験について準用する。

(試験を免除する場合の手数料)

第十四条の二 電気通信事業法施行令(昭和六年政令第七十五号)別表第二の總務省令で定める額は、試験科目の全部について試験を免除する場合にあつては五、六〇〇円とし、試験科目のうちの一部の科目について試験を免除する場合にあつては八、七〇〇円とする。

(試験の通知)
第十五条 総務大臣又は指定試験機関は、第十四条の申請があつたときは、申請者に試験科目、日時及び場所を通知する。

(試験結果の通知)
第十六条 総務大臣又は指定試験機関は、試験を受けた者に、その試験の結果を工事担任者試験結果通知書により通知する。

(学校等の認定)
第十七条 第十一条に規定する学校等の認定は、総務大臣が別に告示する基準により行う。
第十八条 前条に規定する認定を受けようとする学校等の設置者は、別表第七号に定める様式の申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。
一 学校等の名称及び所在地
二 設置者の名称又は氏名
三 学校等の長の氏名
四 学校等の設立の目的
五 学校等の設立及び部科設置の年月日
六 入学資格及び修業年限
七 教育課程（科目ごとの単位数を換算した時間数を含む。）
八 学生又は生徒の定員（部科別）
九 教員（教授、准教授等の別及び専任教員であるか否かの別）の氏名、履歴、担当科目及び担当時間
十 参考事項

2 学校教育法第一条に規定する学校について
は、前項第四号、第六号、第八号及び第九号に掲げる事項の記載を省略することができる。

3 学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校については、第一項第九号に掲げる事項の記載を省略することができる。

4 国の設置する学校等（学校教育法第一条に規定する学校を除く。）については、第一項第四号に掲げる事項の記載を省略することができるものとする。

5 第一項に規定する申請書は、認定を受けようとする学校等の学部及び学科の一ごとに作成するものとして認定したときは、認定書を交付する。（認定書の交付）

第十九条 総務大臣は、前条の申請があつた場合において、申請の内容を審査し、当該申請に係る学校等が第十七条に規定する基準に適合するものとして認定したときは、認定書を交付する。

(変更の届出等)

第二十条 学校等の認定を受けた者は、当該学校等に第十八条第一項第一号及び第七号から第九号までに掲げる事項並びに認定に係る部科名を変更するときは、あらかじめその内容及び変更する年月日を総務大臣に届け出なければなりません。ただし、同条第二項又は第三項の規定により記載を省略することができることとなつてゐる事項を変更する場合及び次条第一項の規定により認定の取消しの申請をする場合については、この限りでない。

2 学校等の認定を受けた者は、第十八条第一項第二号から第五号までに掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その内容及び変更の年月日を総務大臣に届け出なければならない。ただし、同条第二項又は第四項の規定により記載を省略することができることとなつてゐる事項の変更については、この限りでない。

3 学校等の認定を受けた者は、第十八条第一項第六号に掲げる事項を変更しようとするときは、当該認定の取消しの申請をしなければならない。ただし、総務大臣が別に定める軽微な変更については、この限りでない。

4 学校等の認定を受けた者は、前項ただし書の総務大臣が別に定める軽微な変更をしたときは、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。

(認定の取消し等)

第二十一条 総務大臣は、認定を受けた学校等が第十七条の規定による認定の基準に適合しなくなつたと認めるとき、又は学校等の認定を受けた者から当該認定の取消しの申請があつたときは、将来に向つてその認定を取り消しができる。

2 前項の規定により認定を取り消された者は、当該学校等又は認定に係る部科を廃止するときは、あらかじめその旨及び廃止する年月日を総務大臣に届け出なければならない。

2 前項の届出があつたときは、その廃止に係る学校等又は部科に関する認定は、当該廃止の日に、その効力を失う。

(認定学校等の公示)

第一項の規定により変更の届出があつた場合は、変更後の学校等及び部科の名称、第二十一条第一項の規定により認定の取消しを行つた場合は、第二十二条第一項の規定により廃止の届出があつた場合はその旨、及びその他必要と認める事項をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。(資料の提出等)

第二十三条 総務大臣は、第十七条から前条までの規定の施行に關し必要があると認めるときは、学校等の設置者に対し、資料の提出又は説明を求めることができる。

第二十四条 法第七十二条第一項において準用する法第四十六条第三項第二号の養成課程(以下「養成課程」という。)の認定は、資格者証の種類の一ごとに(認定の基準)

第二十五条 養成課程の認定の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 総務大臣がその養成課程を確實に実施することのできるものと認める者が実施するものであること。

二 養成課程を実施しようとする者が養成課程の実施に係る業務を行つてゐる場合には、その業務を行うことによつて養成課程の実施に係る業務が不公正になるおそれがないものであること。

三 管理者(養成課程の運営を直接管理する地位にある者をいう。以下同じ。)で、総務大臣がその養成課程の運営を厳正に管理することができるものと認めるものを置くものであること。

四 その養成計画の実施に必要な設備を備えるものであること。

五 養成課程の一ごとに、別表第八号に掲げる授業科目及び授業時間(養成課程に係る授業が次号口に規定するメディアを利用して行う授業である場合は別表第八号に掲げる授業時間の二分の一の時間とし、養成を受けれる者の能力にかんがみ、総務大臣が特に他の授業時間によることが適當と認めめた場合は、その授業時

業時間とする。)を設けるほか、総務大臣が別に告示する実施要目に準拠するものであること。

六 授業は次のいづれかに該当するものであること。

イ 講義、演習、実習若しくは実技のいずれか若しくはこれら併用による方法によつて行う授業又は当該授業の内容を電気通信回線を通じて送信すること等により当該授業を行ふ教室等以外の場所で当該授業を同時に受けさせる方法により行う授業(以下「面接等授業」という。)

ロ 多様なメディアを高度に利用する方法その他のそれに掲げる方法以外の方法により行う授業であつて、面接等授業に相当する教育効果を有するもの(以下「メディアを利用して行う授業」という。)

七 養成課程の一ごと及び担当科目の別に従い、別表第九号に掲げる資格を有する者(総務大臣がこれと同等以上の教育上の能力を有するものと認めるものを含む。)で、その経歴等からみて講師(メディアを利用して行う授業においては、設問解答、添削指導、質疑応答等による指導に従事する者を含む。以下同じ。)として総務大臣が適当と認めるものが授業に従事するものであること。

八 前号に規定する講師は、当該養成課程の養成員四十人につき一人以上を置くものであること。ただし、総務大臣が養成課程の実施に支障がないと認める場合は、この限りでない。

九 その養成課程の終了の際、総務大臣が別に告示するところにより試験を実施して、当該試験に合格した者に限り、当該養成課程の修了証明書を発行するものであること。

十 前各号に掲げるもののほか、講師の担当する授業科目別授業時間、施設費及び運営費の支弁方法等に関する適切な実施計画によるものであること。

(認定の申請)

第二十六条 養成課程の認定を受けようとする者は、その養成課程に関し、次に掲げる事項を記載した申請書を、総務大臣に提出しなければならない。ただし、当該申請書の記載事項が、当該申請者が既に認定を受けた申請書に記載したものと同一である場合は、提出する申請書にそ

の旨を記載することにより、同一の事項の記載

を省略することができる(第一号に掲げる事項

を除く。)。

一 名称及び住所

二 実施しようとする養成課程の種別

管理者の氏名、生年月日及び職業(勤務先、役職名及び申請者との契約関係を含む。第六号において同じ。)

三 設備の状況

四 実施計画に関する事項で次に掲げるもの

イ 実施の期間及び場所(メディアを利用してもう実施する場合に限る。)

五 実施計画に関する事項で次に掲げるもの

ロ 授業科目及び授業科目別授業時間(時間割を含む。)並びに実施要領(前条第五号の実施要目に係るものに限る。)

ハ 講師の氏名、職業、経歴、資格者証の種類及び資格者証の番号並びに担当する授業科目別授業時間(メディアを利用して行う授業の場合にあつては、授業科目に限る。)

二 養成を受ける者の資格条件及び養成人員

三 試験問題の作成方針及び管理方法

四 修了試験の受験要件(メディアを利用してもう修了授業による養成課程の場合に限る。)

ト 修了証明書の発行の条件

チ 養成課程の実施に係る業務の一部を他の者に委託して行う場合は、当該者の氏名又は名称及び委託して行わせる業務の範囲

八 受講料の額

九 実施する者が行う業務

十 実施する者、その代表者、管理者又は講師が法若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分に違反して法第七十二条第二項において準用する法第四十七条の規定による处分を受けたこと、法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられたこと又は第三十四条第一項若しくは第二項の規定による認定の取消しの処分を受けた者若しくは当該処分を受けた養成課程の管理責任者であつて、その処分の命ぜられ、その日から一年を経過しない者

三 第三十二条第一項又は第四十七条の規定による電気通信主任技術者資格者証の返納を命ぜられ、又は法第四十七条の規定による電気通信主任技術者資格者証の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者

四 第三十二条第一項又は第四十七条の規定による電気通信主任技術者資格者証の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者

五 第三十二条第一項又は第四十七条の規定による電気通信主任技術者資格者証の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者

六 第三十二条第一項又は第四十七条の規定による電気通信主任技術者資格者証の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者

七 第三十二条第一項又は第四十七条の規定による電気通信主任技術者資格者証の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者

八 第三十二条第一項又は第四十七条の規定による電気通信主任技術者資格者証の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者

九 第三十二条第一項又は第四十七条の規定による電気通信主任技術者資格者証の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者

十 第三十二条第一項又は第四十七条の規定による電気通信主任技術者資格者証の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者

十一 参考事項

(申請の手続の簡略)

十二 同一の者が実施する二以上の養成課程であつて、その養成課程の実施の場所がいずれも同一総合通信局(沖縄総合通信事務所を含む。)の管轄区域内であるものに関する前

十三条の申請は、その申請を同時に実施する場合に限り、同時に申請を行つて送信することにより行う

四 前項の認定書には、その認定が第二十五条第五号に規定する他の授業時間の基準によるものであるときは、その旨及び当該授業時間を記載するものとする。

(基準の維持)

第二十八条 養成課程の認定を受けている者(以下「認定施設者」という。)は、その認定に係

3	一 管理者	る養成課程を第二十五条に掲げる基準に適合するよう維持しなければならない。
4	二 実施の期間	第三十九条 認定施設者は、その養成課程の次に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した書類を提出し、あらかじめ総務大臣の承認を受けなければならない。
5	三 講師(その担当別を含む)	第三十条 認定施設者は、第二十六条各号に掲げる事項(前項の規定により承認を受けなければならぬもの及びメディアを利用して行う授業による養成課程の場合を除く)を除く。
6	四 養成人員(メディアを利用して行う授業による養成課程の場合を除く)	第三十一条 認定施設者は、その養成課程の終了の都度、速やかに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。
7	五 試験問題の作成方針及び管理方法	第三十二条 削除
8	六 養成課程の実施に係る業務の一部を受託する者及び受託に係る業務の範囲	第三十三条 認定施設者は、その養成課程を廃止するときは、あらかじめその旨及び廃止する年月日を総務大臣に届け出なければならない。(廃止)

3	一 養成課程の種別	第一 養成課程の種別
4	二 授業科目別授業時間	第二 授業科目別授業時間
5	三 修了者の氏名、生年月日、修了証明書の番号、養成課程を修了した年月日及び修了試験の成績	三 修了者の氏名、生年月日、修了証明書の番号、養成課程を修了した年月日及び修了試験の成績
6	四 試験問題の作成方針及び管理方法	四 メディアを利用して行う授業による養成課程の場合は、養成課程の期間が終了した日の属する年度の終了後速やかに、当該年度中に終了した養成課程について、養成課程の種別及び養成課程の一ごとに次に掲げる事項を総務大臣に報告しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項が共通の養成課程については、当該事項が共通の養成課程ごとに当該事項を報告することができる。
7	五 養成課程の実施に係る業務の一部を受託する者及び受託に係る業務の範囲	五 評了者数

3	一 養成課程の種別	第一 養成課程の種別
4	二 授業科目別授業時間	第二 授業科目別授業時間
5	三 修了者の氏名及び担当授業科目	三 修了者の氏名及び担当授業科目
6	四 試験問題の作成方針及び管理方法	四 メディアを利用して行う授業による養成課程の場合は、養成課程の期間が終了した日の属する年度の終了後速やかに、当該年度中に終了した養成課程について、養成課程の種別及び養成課程の一ごとに次に掲げる事項を総務大臣に報告しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項が共通の養成課程については、当該事項が共通の養成課程ごとに当該事項を報告することができる。
7	五 養成課程の実施に係る業務の一部を受託する者及び受託に係る業務の範囲	五 評了者数

3	一 養成課程の種別	第一 養成課程の種別
4	二 授業科目別授業時間	第二 授業科目別授業時間
5	三 修了者の氏名及び担当授業科目	三 修了者の氏名及び担当授業科目
6	四 試験問題の作成方針及び管理方法	四 メディアを利用して行う授業による養成課程の場合は、養成課程の期間が終了した日の属する年度の終了後速やかに、当該年度中に終了した養成課程について、養成課程の種別及び養成課程の一ごとに次に掲げる事項を総務大臣に報告しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項が共通の養成課程については、当該事項が共通の養成課程ごとに当該事項を報告することができる。
7	五 養成課程の実施に係る業務の一部を受託する者及び受託に係る業務の範囲	五 評了者数

は、次のいずれかに該当するときは、第三十七
条第一項第一号の書類の添付を要しない。

一 総務大臣が住民基本台帳法（昭和四十二年
法律第八十一号）第三十条の九の規定によ
り、地方公共団体情報システム機構から資格
者証の交付を受けようとする者に係る同法第
三十条の七第四項に規定する機関保存本人確
認情報（同法第七条第八号の二に規定する個
人番号を除く。）の提供を受けるとき。

二 資格者証の交付を受けようとする者が他の
工事担任者資格者証の交付を受けており、当
該工事担任者資格者証の番号を第三十七条第
一項の申請書に記載するとき。

三 資格者証の交付を受けようとする者が法第
四十六条第三項の規定により、電気通信主任
技術者資格者証の交付を受けており、当該電
気通信主任技術者資格者証の番号を第三十七
条第一項の申請書に記載するとき。

四 資格者証の交付を受けようとする者が電波
法第四十条第一項の規定に係る無線従事者免
許証の交付を受けており、当該無線従事者免
許証の番号を第三十七条第一項の申請書に記
載するとき。

五 役員の氏名及び経歴を記載した書類

六 組織及び運営に関する事項を記載した書類

七 試験事務を行おうとする事務所ごとに試験
用設備の概要及び整備計画を記載した書類

八 現に行つている業務の概要を記載した書類

九 試験事務の実施の方針に関する計画を記載
した書類

十 法第七十六条に規定する試験員（以下「試
験員」という。）の選任に関する事項を記載
した書類

十一 その他参考となる事項を記載した書類
(指定試験機関の名称等の変更等の届出)

第十四条 指定試験機関は、その名称若しくは
住所又は試験事務を行う事務所の所在地を変更
しようとするときは、変更しようとする日の二
週間前までに、その旨を総務大臣に届け出なけ
ればならない。

二 総務大臣は、前項の届出があつたときは、そ
の旨を公示する。

(試験員の要件)

第十五条 法第七十六条の総務省令で定める要
件は、次の各号のいずれかに該当する者である
こととする。

一 第一級アナログ通信、第一級デジタル通信
又は総合通信の資格者証の交付を受けた者で
あつて、試験事務又は端末設備等の接続に係
る工事に三年以上従事した経験を有するもの
とする。

二 学校教育法による大学（短期大学を除く。
次号において同じ。）若しくは高等専門学校、
専門学校において電気通信工学に関する学科を担当
を修めて卒業した者であつて、電気通信技術
に関する業務に十年以上従事した経験を有す
るもの

三 学校教育法による大学若しくは高等専門学
校において電気通信工学に関する学科を担当
する教授若しくは准教授の職にあり、又はこ
れらの職にあつた者

四 総務大臣が前三号に掲げる者と同等以上の
知識及び経験を有するものと認める者

(役員の選任及び解任の認可の申請)

第五十六条 指定試験機関は、法第七十九条第一
項前段の規定による認可を受けようとするとき
は、申請書に、当該認可に係る試験事務規程を
添えて、総務大臣に提出しなければならない。

二 指定試験機関は、法第七十九条第一項後段の
規定による認可を受けようとするときは、次に
掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出
しなければならない。

三 申請の日の属する事業年度に設立された法人に
あつては、その設立時における財産目録

における事業計画書及び収支予算書

三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度
における事業計画書及び収支予算書

四 指定の申請に関する意思の決定を証する
書類

五 役員の氏名及び経歴を記載した書類

六 組織及び運営に関する事項を記載した書類

七 試験事務を行おうとする事務所ごとに試験
用設備の概要及び整備計画を記載した書類

八 現に行つている業務の概要を記載した書類

九 試験事務の実施の方針に関する計画を記載
した書類

十 法第七十六条に規定する試験員（以下「試
験員」という。）の選任に関する事項を記載
した書類

十一 その他参考となる事項を記載した書類
(指定試験機関の名称等の変更等の届出)

第十六条 指定試験機関は、その名称若しくは
住所又は試験事務を行う事務所の名称及び
所在地を変更しようとするときは、変更しよう
とするときは、同項の届出をしようとするときは、次
に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提
出しなければならない。

(試験員の選任及び解任の届出)

二 选任員の氏名

三 選任又は解任の理由

四 前項の場合において、選任の認可を受けよう
とするときは、同項の申請書に、当該選任に係
る者の就任承諾書を添えなければならない。

(試験員の選任及び解任の届出)

二 前項の場合において、選任の届出をしようとする
ときは、同項の届出書に、当該選任に係る者
が、第四十五条に規定する試験員の要件を備
えておりとするときは、次とおりとする。

(試験員の要件)

第十七条 法第七十六条の総務省令で定める要
件は、次の各号のいずれかに該当する者である
こととする。

一 第一級アナログ通信、第一級デジタル通信
又は総合通信の資格者証の交付を受けた者で
あつて、試験事務又は端末設備等の接続に係
る工事に三年以上従事した経験を有するもの
とする。

二 学校教育法による大学（短期大学を除く。
次号において同じ。）若しくは高等専門学校、
専門学校において電気通信工学に関する学科を担当
を修めて卒業した者であつて、電気通信技術
に関する業務に十年以上従事した経験を有す
るもの

三 学校教育法による大学若しくは高等専門学
校において電気通信工学に関する学科を担当
する教授若しくは准教授の職にあり、又はこ
れらの職にあつた者

四 知識及び経験を有するものと認める者

(役員の選任及び解任の認可の申請)

第五十八条 指定試験機関は、法第七十九条第一
項前段の規定による認可を受けようとするとき
は、申請書に、当該認可に係る試験事務規程を
添えて、総務大臣に提出しなければならない。

二 指定試験機関は、法第七十九条第一項後段の
規定による認可を受けようとするときは、次に
掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出
しなければならない。

三 申請の日の属する事業年度に設立された法人に
あつては、その設立時における財産目録

における事業計画書及び収支予算書

三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度
における事業計画書及び収支予算書

一 役員として選任しようとする者又は解任し
ようとする役員の氏名

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

(事業計画等の認可の申請)

二 前項の場合において、選任の認可を受けよう
とするときは、同項の申請書に、当該選任に係
る者の就任承諾書を添えなければならない。

(試験員の選任及び解任の届出)

二 指定試験機関は、法第八十条第一項後段の規
定による認可を受けようとするときは、変更し
ようとするときは、同項の申請書に、変更し
ようとする事項を記載した届出書を総務大臣に提
出しなければならない。

(試験員の選任及び解任の届出)

二 前項の場合において、選任の届出をしようとする
ときは、同項の届出書に、当該選任に係る者
が、第四十五条に規定する試験員の要件を備
えておりとするときは、次とおりとする。

(試験員の要件)

第十九条 法第八十条第一項後段の規定による認
可を受けようとするときは、変更しようとする
ときは、同項の申請書に、当該認可に係る試験事
務規程を添えて、総務大臣に提出しなければな
らない。

(試験員の選任及び解任の届出)

二 前項の場合において、選任の届出をしようとする
ときは、同項の届出書に、当該選任に係る者
が、第四十五条に規定する試験員の要件を備
えておりとするときは、次とおりとする。

(試験員の要件)

第二十条 指定試験機関は、法第八十条第一項後段の規
定による認可を受けようとするときは、変更し
ようとするときは、同項の申請書に、変更し
ようとする事項を記載した届出書を総務大臣に提
出しなければならない。

(試験員の選任及び解任の届出)

二 前項の場合において、選任の届出をしようとする
ときは、同項の届出書に、当該選任に係る者
が、第四十五条に規定する試験員の要件を備
えておりとするときは、次とおりとする。

(試験員の要件)

第二十一条 法第八十条第一項後段の規定による認
可を受けようとするときは、変更しようとする
ときは、同項の申請書に、当該認可に係る試験事
務規程を添えて、総務大臣に提出しなければな
らない。

(試験員の選任及び解任の届出)

二 前項の場合において、選任の届出をしようとする
ときは、同項の届出書に、当該選任に係る者
が、第四十五条に規定する試験員の要件を備
えておりとするときは、次とおりとする。

(試験員の要件)

第二十二条 指定試験機関は、法第八十条第一項後段の規
定による認可を受けようとするときは、変更し
ようとするときは、同項の申請書に、変更し
ようとする事項を記載した届出書を総務大臣に提
出しなければならない。

(試験員の選任及び解任の届出)

二 前項の場合において、選任の届出をしようとする
ときは、同項の届出書に、当該選任に係る者
が、第四十五条に規定する試験員の要件を備
えておりとするときは、次とおりとする。

(試験員の要件)

第二十三条 指定試験機関は、法第八十条第一項後段の規
定による認可を受けようとするときは、変更し
ようとするときは、同項の申請書に、変更し
ようとする事項を記載した届出書を総務大臣に提
出しなければならない。

(試験員の選任及び解任の届出)

二 前項の場合において、選任の届出をしようとする
ときは、同項の届出書に、当該選任に係る者
が、第四十五条に規定する試験員の要件を備
えておりとするときは、次とおりとする。

(試験員の要件)

第二十四条 指定試験機関は、法第八十条第一項後段の規
定による認可を受けようとするときは、変更し
ようとするときは、同項の申請書に、変更し
ようとする事項を記載した届出書を総務大臣に提
出しなければならない。

(試験員の選任及び解任の届出)

二 前項の場合において、選任の届出をしようとする
ときは、同項の届出書に、当該選任に係る者
が、第四十五条に規定する試験員の要件を備
えておりとするときは、次とおりとする。

(試験員の要件)

第二十五条 指定試験機関は、法第八十条第一項後段の規
定による認可を受けようとするときは、変更し
ようとするときは、同項の申請書に、変更し
ようとする事項を記載した届出書を総務大臣に提
出しなければならない。

(試験員の選任及び解任の届出)

二 前項の場合において、選任の届出をしようとする
ときは、同項の届出書に、当該選任に係る者
が、第四十五条に規定する試験員の要件を備
えておりとするときは、次とおりとする。

(試験員の要件)

二 休止又は廃止しようとする年月日及び休止

しようとする場合はその期間

三 休止又は廃止の理由

(試験事務の引継ぎ)

第五十四条 法第八十五第三項に規定する総務

大臣が試験事務の一部又は全部を自ら行う場合

の必要な事項は、次のとおりとする。

一 試験事務を総務大臣に引き継ぐこと。

二 試験事務に関する帳簿及び書類を総務大臣

に引き継ぐこと。

三 その他総務大臣が必要と認める事項

(公示)

第五十五条 法第七十四第三項、法第八十三第三項の提出

法第七十四第三項、法第八十五第二項、法第八十四第三項及び法第八十五第二項の公示は、官報で告示することによって

行う。

第七章 雜則

(書類の提出)

第五十六条 この規則の規定により総務大臣に提出する書類(第四章及び第六章の規定によるもの)を除く。)は、所轄総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。)を経由して提出することができるものとする。ただし、第十八条、第二十条、第二十二条第一項、第二十一条、第二十六条の二、第二十九条、第三十条第一項、第三項及び第四項並びに第三十三条第一項の規定により総務大臣に提出する書類は、所轄総合通信局長を経由して提出するものとする。

2 前項の所轄総合通信局長は、次の表の上欄に掲げる区分に従つて、それぞれ同表の下欄に掲げる場所を管轄する総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)とする。

第三章の養成課程に関する事項

第二章の学校等の認定に関する事項

第一項の試験の申請

試験の施行地

学校等の所在地

養成課程の主たる実施の場所
(メデイアを利用する行う授業による養成課程にあつては、申請者及び認定施設者の住所)

試験の受験地又は修了した養成課程の主たる実施の場所(メデ

ニアを利用して行う授業による養成課程を修了した者にあつては、認定施設者の住所、第四章に規定する認定を受けた者については、その住所)

(電磁的方法による提出)

第五十七条 この規則の規定による書類の提出については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法(電子情報通信の技術を利用

する方法をいう。次項において同じ。)をもつて行うことができる。

附 則

(平成一年四月二十五日郵政省令第

二三号)

この省令は、電波法の一部を改正する法律

(平成元年法律第六十七号)の施行の日(平成二年五月一日)から施行する。

附 則

(平成二年一月三〇日郵政省令第

六四号)

この省令は、平成二年十一月一日から施行す

る。

附 則

(平成三年二月二日郵政省令第九

号)

この省令は、平成三年七月一日から施行す

る。

附 則

(平成六年三月二日郵政省令第一

五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則

(平成七年一月二八日郵政省令第一

一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則

(平成七年三月一五日郵政省令第一

五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則

(平成八年三月二二日郵政省令第一

七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則

(平成一〇年五月一一日郵政省令第

四五号)

この省令は、公布の日から施行する。

合は、附則別表第二号の区別に従つて、申請により、試験科目の試験を免除する。

附 則

(昭和六一年一月四日郵政省令第

五八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則

(昭和六三年一月四日郵政省令第

七三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則

(昭和六一年一月四日郵政省令第

二三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則

(昭和六一年九月二七日郵政省令第

六四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則

(昭和二年一月一一日郵政省令第

一三九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則

(平成一三年一〇月二十五日総務省令第

二二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則

(平成一六年一月二六日総務省令第

一三九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則

(平成一六年三月一〇日総務省令第

三七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則

(平成一六年三月二十九日総務省令第

二二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則

(平成一七年四月二二日総務省令第

七八号)

この省令は、電気通信事業法施行令の一部を改正する政令(平成十六年政令第十号)の施行の日(平成十六年三月二十九日)から施行する。

第一条 この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(平成十五年法律第百二十五号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則

(平成一七年一月一一日総務省令第

二三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則

(平成一七年一月一一日総務省令第

一三九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則

(平成一七年三月一〇日総務省令第

三七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則

(平成一七年三月二九日総務省令第

二二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則

(平成一七年三月二十九日総務省令第

一三九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則

(平成一七年三月二九日総務省令第

二二号)

この省令は、公布の日から施行する。

(施行期日)
第一条 この省令は、平成十七年八月一日から施行する。

第二条 (経過措置)

この省令の施行の際にこの省令による改正前の工事担任者規則（以下「旧規則」という。）第三十八条の規定により交付を受けていたる工事担任者資格者証については、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。この場合において、当該工事担任者資格者証の交付を受けている者（以下「旧資格者」という。）が行い、又は監督することができる端末設備等の接続に係る工事の範囲については、なお従前の例による。

旧規則第五条に規定する試験において合格点を得た試験科目のある者が当該試験の行われた月の翌月の初めから起算して二年以内（総務大臣が天災その他非常事態により試験が行われなかつたことその他特別の事情を考慮して別に告示する者については、当該試験の行われた月の翌月の初めから起算して二年を経過した後ににおいて最初に行われる試験の実施日の属する月まで）にこの省令の施行による改正後の工事担任者規則（以下「新規則」という。）第五条に規定する試験を受ける場合は、申請により、次表の区分に従つて、試験科目の免除を受けることができる。

2

試験科目	試験科目合格	科目	試験する	免除
基礎の技術信通気電		A I 第一種		
技術のめたの統接の備設末端				
するす間に統接の備設末端				
基礎の技術信通気電		A I 第二種		
技術のめたの統接の備設末端				
するす間に統接の備設末端				
基礎の技術信通気電		A I 第三種		
技術のめたの統接の備設末端				
するす間に統接の備設末端				
種 第ロア 基礎の技術信通気電	D D			種 第ロア 第一グナ
技術のめたの統接の備設末端	に統接の備設末端	術	技術のめたの統接の備設末端	基礎の技術信通気電
するす間に統接の備設末端	種			○
基礎の技術信通気電	D D		○	論理び及術
技術のめたの統接の備設末端	第			規法
するす間に統接の備設末端	種			○
基礎の技術信通気電	D D		○	論理び及術
技術のめたの統接の備設末端	第			規法
するす間に統接の備設末端	種			○
基礎の技術信通気電	D D	総合 A I	○	論理び及術
技術のめたの統接の備設末端	種	○		規法
するす間に統接の備設末端	種 第ロア 三グナ	D		○
たの統接の備設末端	基礎の技術信通気電	規法	するす間に統接の備設末端	術
			技術のめたの統接の備設	論理
				基礎
○				規法
				○
				論理
				び及術
				規法
○				○ ○
		○ ○		○ ○
○ ○				
				論理
				び及術
				規法
		種 第タデ ールジ		
に統接の備設末端	技術のめたの統接の備設末端	基礎の技術信通気電	規法	するす間に統接の備設末端
				術
			○	
				○
		○		○ ○
			○	
○				○
		○		
			○	
		○		
			○	
			○	

	種 第 D 一 D	
--	--------------	--

術技のめたの続接の備設未端	礎基の術技信通気電	規法るす間に続接の備設未端	論理び及術技のめたの続接
	○		
	○		
			○
	○		

		種 第 D 二 D	
--	--	--------------	--

設 未 端	論 理 び 及 術 技 の め ② の 続 接 の 備 設 未 端	礎 基 の 術 技 信 通 気 電	規 法 る す 間 に 続 接 の 備 設 未 端	論 理 び 及
			○	○
		○		
			○	
○				○
		○		
				○

る す 間 に 続 接 の 備 設 未 端	論 理 び 及 術 技 の め ⑦ の 続 接 の 備 設 未 端	礎 基 の 術 技 信 通 気 電	規 法 る す 間 に 続 接 の 備
-----------------------	-----------------------------------	-------------------	---------------------

○				○
			○	
				○

○				

2 1 注				種 総 D I A 合 D *
-------	--	--	--	--------------------

第 一 A 。免 除 す				○

ジ タ 种 試 驗 科 目	○			○

ル 及 通 び 信 D 又 D 是				○

は 第 一 第 一 種、印 を 付 し た も の と す	○			○

ア ナ I O ロ ダ 第 一 種 通 信 及 び				○

	○			

		○		

1 免除する試験科目は、○印を付したものとする。
2 デジタル第一種又は第一級デジタル通信の工事担任者資格者証の交付を受けている者に限る。
3 アナログ第一種又は第一級アナログ通信の工事担任者資格者証の交付を受けている者に限る。

17 この省令の施行の際現に旧工担規則第三十八条の規定により次の表の上欄に掲げる工事担任

I 第一種	第一級アナログ通信
I 第二種	第二級デジタル通信
D 第一種	第一級デジタル通信
D 第二種	第二級デジタル通信
D 第三種	第二級デジタル通信
I・D・DD 総合種	総合通信

この省令の施行の際現に旧工規則第三十八条の規定により交付を受けているAI第一種及びDD第二種の工事担当者資格者証は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。この場合において、当該工事担当者資格者証の交付を受けている者が行い、又は監督する者は、新工規則第四十五条第四号の規定により総務大臣が同条第一号から第三号まで掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認めている者とみなす。

この省令の施行の際現に電気通信事業法第七十四条第二項の規定による指定を受けている者が行う試験事務の区分がAI第一種のものは第二級アナログ通信と、AI第三種のものは第二級デジタル通信と、DD第一種のものは第二級デジタル通信と、DD第三種のものは第二級デジタル通信とみなす。

この省令は、令和二年十二月一日から施行する。

附 則（令和三年三月一九日総務省令第
二三号）抄

（この省令は、令和三年四月一日から施行する。）

附 則（令和二年一月一九日総務省令第
一〇三号）抄

（この省令は、令和二年十二月一日から施行する。）

附 則（令和三年四月一九日総務省令第
四九号）抄

（この省令は、令和二年十二月一日から施行する。）

この省令は、公布の日から施行する。
附 則（令和六年三月二九日総務省令第三号）

者資格者証の交付を受けた者とみなす。
の施行の日に、それぞれ新工担規則第三十九条の規定により同表の下欄に掲げる工事担任者資格者証の交付を受けた者とみなす。
この省令は、令和二年十二月一日から施行する。
附 則（令和二年一月一九日総務省令第一〇三号）
この省令は、令和二年十二月一日から施行する。
附 則（令和三年三月一九日総務省令第二三三号）
この省令は、令和二年十二月一日から施行する。
附 則（令和二年一月一九日総務省令第20号）
この省令の施行の際現に旧工担規則第三十八条の規定により交付を受けているA I 第二種及びD D 第二種の工事担任者資格者証は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。この場合において、当該工事担任者資格者証の交付を受けている者が行い、又は監督することができる端末設備等の接続に係る工事の範囲については、なお従前の例による。
この省令の施行の際現に旧工担規則第四十五条第二号の規定により総務大臣が同条第一号に掲げる者同等の知識及び経験を有するものと認めていた者は、新工担規則第四十五条第四号の規定により総務大臣が同条第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認めている者とみなす。
この省令の施行の際現に電気通信事業法第七十四条第二項の規定による指定を受けている者が行う試験事務の区分がA I 第二種のものは第一級アナログ通信と、A I 第三種のものは第二級アナログ通信と、D D 第一种のものは第一級デジタル通信と、D D 第三種のものは第二級デジタル通信と、A I - D D 総合種のものは総合通信とみなす。
附 則（令和二年一月一九日総務省令第18号）
この省令の施行の際現に旧工担規則第三十八条の規定により交付を受けているA I 第二種及びD D 第二種の工事担任者資格者証は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。この場合において、当該工事担任者資格者証の交付を受けている者が行い、又は監督することができる端末設備等の接続に係る工事の範囲については、なお従前の例による。
この省令の施行の際現に旧工担規則第四十五条第二号の規定により総務大臣が同条第一号に掲げる者同等の知識及び経験を有するものと認めていた者は、新工担規則第四十五条第四号の規定により総務大臣が同条第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認めている者とみなす。
この省令の施行の際現に電気通信事業法第七十四条第二項の規定による指定を受けている者が行う試験事務の区分がA I 第一种のものは第一級アナログ通信と、A I 第三種のものは第二級アナログ通信と、D D 第一种のものは第一級デジタル通信と、D D 第三種のものは第二級デジタル通信と、A I - D D 総合種のものは総合通信とみなす。

[View this post on Instagram](#) [View on Facebook](#)

信通グロナア級第一 基礎の技術信通気電		験科する試して合目	別表第一号 免除する試験科目(第8条関係)
○	基礎の技術信通気電	第一級アナログ通信	この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第十六号)附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日から施行する。
	論理び及術技のめたの統接の備設末端	第二級アナログ通信	
	規法るす間に統接の備設末端	タル通信	
○	基礎の技術信通気電	第一級デジタル通信	
	論理び及術技のめたの統接の備設末端		
	規法るす間に統接の備設末端		
○	基礎の技術信通気電		
	論理び及術技のめたの統接の備設末端		
	規法るす間に統接の備設末端		

信通	グロナア級二第	基礎の術技信通気電		タル	
の統接の備設末端	基礎	論理及び技術	規法の統接の備設末端	統接の備設末端	統接のための統接の備設末端
		規法する	す間に統接の備設末端	ジ	
	○		基礎の術技信通気電		○
		論理及び技術の	めたの統接の備設末端	○	
		規法する	す間に統接の備設末端	通信	

別表第二号 免除する試験科目（第9条関係）									
交付を受けている資格者証の種類									
受験する種別									
第一級アナログ通信	第一級デジタル通信	第一級デジタル通信	第一級アナログ通信	第一級デジタル通信	第一級デジタル通信	第一級アナログ通信	第一級デジタル通信	第一級デジタル通信	第一級デジタル通信
基礎の技術信気	規る関統の設端法すに接備末	基礎の技術信気	規る関統の設端法すに接備末	基礎の技術信気	規る関統の設端法すに接備末	基礎の技術信気	規る関統の設端法すに接備末	基礎の技術信気	規る関統の設端法すに接備末
電気通信基	電気通信基	電気通信基	電気通信基	電気通信基	電気通信基	電気通信基	電気通信基	電気通信基	電気通信基
規の接続に接する法	規の接続に接する法	規の接続に接する法	規の接続に接する法	規の接続に接する法	規の接続に接する法	規の接続に接する法	規の接続に接する法	規の接続に接する法	規の接続に接する法
免除する試験科目（第9条関係）	免除する試験科目（第9条関係）	免除する試験科目（第9条関係）	免除する試験科目（第9条関係）	免除する試験科目（第9条関係）	免除する試験科目（第9条関係）	免除する試験科目（第9条関係）	免除する試験科目（第9条関係）	免除する試験科目（第9条関係）	免除する試験科目（第9条関係）
者資格	者資格	者資格	者資格	者資格	者資格	者資格	者資格	者資格	者資格
無線従事	無線従事	無線従事	無線従事	無線従事	無線従事	無線従事	無線従事	無線従事	無線従事
第一級総合無	第一級総合無	第一級総合無	第一級総合無	第一級総合無	第一級総合無	第一級総合無	第一級総合無	第一級総合無	第一級総合無
線通信士	線通信士	線通信士	線通信士	線通信士	線通信士	線通信士	線通信士	線通信士	線通信士
第二級海上無	第二級海上無	第二級海上無	第二級海上無	第二級海上無	第二級海上無	第二級海上無	第二級海上無	第二級海上無	第二級海上無
第一級陸上無	第一級陸上無	第一級陸上無	第一級陸上無	第一級陸上無	第一級陸上無	第一級陸上無	第一級陸上無	第一級陸上無	第一級陸上無
線技術士	線技術士	線技術士	線技術士	線技術士	線技術士	線技術士	線技術士	線技術士	線技術士

別表第四号 免除する試験科目（第10条関係）									
実務経歴									
建設業法第27条第1項の規定による技術検定のうち検定種目を電気通信工事施工管理とするものに合格した者（ただし、二級の第一次検定に必要な試験にのみ合格した者を除く。）									
ナロード	ナロード	ナロード	ナロード	ナロード	ナロード	ナロード	ナロード	ナロード	ナロード
電気通信	電気通信	電気通信	電気通信	電気通信	電気通信	電気通信	電気通信	電気通信	電気通信
基礎の技術	基礎の技術	基礎の技術	基礎の技術	基礎の技術	基礎の技術	基礎の技術	基礎の技術	基礎の技術	基礎の技術
規の接続に接する法	規の接続に接する法	規の接続に接する法	規の接続に接する法	規の接続に接する法	規の接続に接する法	規の接続に接する法	規の接続に接する法	規の接続に接する法	規の接続に接する法
端末設備等を接続するための工事に2年以上	端末設備等を接続するための工事に2年以上	端末設備等を接続するための工事に2年以上	端末設備等を接続するための工事に2年以上	端末設備等を接続するための工事に2年以上	端末設備等を接続するための工事に2年以上	端末設備等を接続するための工事に2年以上	端末設備等を接続するための工事に2年以上	端末設備等を接続するための工事に2年以上	端末設備等を接続するための工事に2年以上
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
論理び及術技のめたの続接の備設末端	論理び及術技のめたの続接の備設末端	論理び及術技のめたの続接の備設末端	論理び及術技のめたの続接の備設末端	論理び及術技のめたの続接の備設末端	論理び及術技のめたの続接の備設末端	論理び及術技のめたの続接の備設末端	論理び及術技のめたの続接の備設末端	論理び及術技のめたの続接の備設末端	論理び及術技のめたの続接の備設末端

信 グ 通									
端末設備等を接続するための工事に1年以上									
通信	信ルジ級第二	信ルジ級第一	信ルジ級第二	信ルジ級第一	信グ通タニア	信グ通タニア	信グ通タニア	信グ通タニア	信グ通タニア
総合	信ルジ級第二	信ルジ級第一							
の工事に2年以上									
端末設備等を接続するための工事に2年以上									
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

1 注	2	3
第二級アナログ通信、第二級デジタル通信又は工事担任者規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第78号）附則第2条第1項の規定により、なおその効力を有するものとされるアナログ第三種若しくはデジタル第三種の資格者証の交付を受けている者に限ることとし、当該資格者証の交付後の実務経歴によるものとする。	アナログ伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（電気通信回線の数が2以上のものに限る。）又は総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒100メガビット（主としてインターネットに接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒1ギガビット）を超えるものに限る。）にそれぞれ3年以上（注4））にそれぞれ3年以上（注2）。	アナログ伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（電気通信回線の数が5以上ものに限る。）又は総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒64キロビット換算で51以上ものに限る。）に3年以上（注2）。
第二級アナログ通信、第二級デジタル通信又は工事担任者規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第78号）附則第2条第1項の規定により、なおその効力を有するものとされるアナログ第三種若しくはデジタル第三種の資格者証の交付を受けている者に限ることとし、当該資格者証の交付後の実務経歴によるものとする。	アナログ伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（電気通信回線の数が2以上のものに限る。）又は総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒100メガビット（主としてインターネットに接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒1ギガビット）を超えるものに限る。）にそれぞれ3年以上（注4））にそれぞれ3年以上（注2）。	アナログ伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（電気通信回線の数が5以上ものに限る。）又は総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒64キロビット換算で51以上ものに限る。）に3年以上（注2）。
アナログ伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（電気通信回線の数が2以上のものに限る。）又は総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒100メガビット（主としてインターネットに接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒1ギガビット）以下の中としてインターネットに接続するための回線に係るものにより信号を伝送するも	○	○
又は総合デジタル通信用設備により信号を伝送するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒1ギガビット以下の中としてインターネットに接続するための回線に係るものにより信号を伝送するも	○	○

別表第五号 申請書の様式（第14条関係）

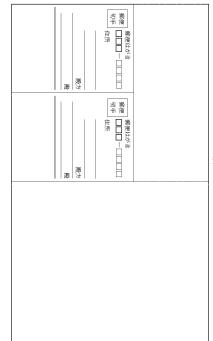
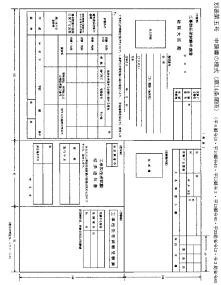
するものを除く。）の実務経歴の期間の2分の1に相当する期間は、第一級デジタル通信の「電気通信技術の基礎」及び「端末設備の接続のための技術及び理論」の試験科目が免除されるに要する実務経歴の期間に通算することができる。

4 アナログ伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（電気通信回線の数が2以上のものに限る。）、総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事（総合デジタル通信回線の数が基本インターフェースで2以上のものに限る。）又はデジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒1ギガビット以下の主としてインターネットに接続するための回線に係るもの又は総合デジタル通信用設備により信号を伝送するものを除く。）の実務経歴の期間の2分の1に相当する期間は、総合通信の「電気通信技術の基礎」及び「端末設備の接続のための技術及び理論」の試験科目が免除されるに要する実務経歴の期間に通算することができる。

5 免除する試験科目は、○印を付したものとする。

6 電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者については、「端末設備の接続のための技術及び理論」の試験科目が免除されるに要する実務経歴の期間は、それぞれの2分の1の期間とする。

7 第一級デジタル通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除される者が第一級アナログ通信の資格者証の交付を受けている場合及び第一級アナログ通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除される者が第一級デジタル通信の資格者証の交付を受けている場合には、それぞれ総合通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除することとする。



別表第六号 経歴証明書の様式（第14条関係）

略歴	略歴
<small>略歴記入欄。本欄は、被用者自身が経歴を記載する場合に用いられる。被用者が記載する場合は、必ず「略歴」欄とし、記載する内容は、被用者の経歴を記載するものとする。</small>	

別表第六号 経歴証明書の様式（第14条関係）

略歴		
氏名	性別	年齢
本姓	母姓	年月日
変更した経緯の内容		
合計		
上記のとおり被用者の性別は、 年月日 氏名 上記のとおり特種ないことを誓約します。 年月日		
会員名 会員登録番号 代用登録番号		

略歴
（日本語版用紙面）

第1 略歴記入欄は、被用者自身が経歴を記載する場合に用いられる。

(1) 被用者の性別は、母姓の性別をもつて記載するものとする。

(2) 被用者の年齢は、1月未満ないし出生月未満は、令満して1歳の日となるときは1歳として、1歳未満ないし出生月未満は、令満して2歳になれるときは2歳として記載する。

(3) 被用者の名前は、被用者の母姓をもつて記載する。

① 被用したる月日を記載し、末日記載しないときは1日として記入する。

② 月又は年で記載する場合は、漢数字で記載し、月又は年で始めるか終まるときは、その翌日は西暦の西暦における西暦表示にて記述すること。

略歴	略歴
<small>略歴記入欄。本欄は、被用者自身が経歴を記載する場合に用いられる。被用者が記載する場合は、必ず「略歴」欄とし、記載する内容は、被用者の経歴を記載するものとする。</small>	

別表第六号の二 略歴（日本語版用紙面）

略歴	
氏名	性別
（年齢）	
<small>略歴記入欄。本欄は、被用者自身が経歴を記載する場合に用いられる。被用者が記載する場合は、必ず「略歴」欄とし、記載する内容は、被用者の経歴を記載するものとする。</small>	
学年等の名前	
認定年月日	
年月日	
学校長	

別表第六号の二 修了証明書の様式（第14条関係）

別表第七号 申請書の様式（第18条関係）

別表第七号 申請書の様式（第18条関係）	
学 校 寄 証 文 中 請 書	
新規大堂 姓 新規番号 姓 名（姓） 姓 名（姓） 電気番号	
次のとおり正確な事項を記入せしものにて、ご記入後郵便局へ提出して下さい。 お詫び申すが、本件は郵便局にて承認されません。	
学校等の名称 建 片 名 建 片 名	
1. 電気通信接続の申請 2. 送受信機器の取扱い 3. 送受信機器の取扱い	
免許料金 免許料金 免許料金	
注：（日本標準郵便料金にて） 1. 法人の場合は、また名義権利の者名前を記入すること。 2. 法人の場合は、最高責任者名前を記入すること。 3. 免許料金は、うなぎ代請求の場合は、該当するもの〇で打印のこと。	

別表第八号 授業科目及び授業時間（第25条関係）

の養成課程		別表第九号	講師が有すべき資格（第25条関）	授業科目及び授業時間（第25条関係）	
授業科目	担当する			授業科目	授業時間
信通グロナア級一第	工事担任者	上 時間以	間 50時	上 時間以	間 50時
信通ルタジデ級一第		上 時間以	間 75時	上 時間以	間 50時
信通合総		間 65時	間 25時	間 60時	間 55時
者いけを交証格者技術主任信電気		上 時間以	間 150	上 時間以	間 310
		上 時間以	間 465	上 時間以	間 125
		上 時間以	間 150	上 時間以	間 350

課 信 ジ 第 程 の タ 二 養 ル 級 成 通 デ			課 信 ジ 第 程 の タ 一 養 ル 級 成 通 デ			課 信 ナ ロ グ 通 程 の 养 成			課 信 の ナ ロ グ 通 程 の 养 成		
の端接続設備に備	論術たの端末及びの統設理技の備	礎技術電気の通信基信	規関の端末する統設法に備	論術ための接続の備	礎技术電氣の通信基信	規関の接続法に備	論術ための接続の備	礎技术電氣の通信基信	規関の接続法に備	論術ための接続の備	礎技术電氣の通信基信
○		○			○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○			○		○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○		○	○		○	○			○		○

2 注 1 授業科目を担当できる講師は、○印を付した資格を有する者とする。
2 授業科目の「端末設備の接続のための技術及び理論」及び「端末設備の接続に関する法規」について、第一級アノログ通信及び第一級デジタル通信の資格を有する者も担当できることとする。

規 関 の 組 合 通 信 程 の 养 成 課		規 関 す る 法
規 関 の 組 合 通 信 程 の 养 成 課	規 関 の 組 合 通 信 程 の 养 成 課	○
		○
○	○	○
○		○

別表第十号 申請書の様式（第37条関係）

注1：生年月日は、次に記載すること。
 ① 年号は、西暦記入、大正10年、昭和10年、平成10年、令和10年と記入
 する。ただし、西暦記入の場合は西暦記入すること。
 ② 年月日の記入の際の数字が「前」の場合、西暦100前の数字の前に0を
 無して記入すること。
 (改訂例)
 西暦記入 生年月日 令和10年 0 3 10 月 10 日
 例題：西暦記入、西暦記入するときの要領記述欄を以降、必ず
 年月日を記入すること。
 3 申請区分欄は、該当する記号□を○で囲み、必要事項を記入
 すること。
 4 前項の欄は、該当する記号□を○で囲み、必要事項を記入
 すること。
 5 行事欄は、該当する記号□を○で囲み、必要事項を記入すること。

別表第十一号 資格者証の様式（第38条関係）

注1：申請区分欄は、該当する事項の数字を○で囲むこと。
 2 該当する資格証記載内容欄は、次に記載すること。
 ① 「免許登録番号」より資格者証番号が不正確な場合は、その記載を省略す
 ることとする。

別表第十二号 申請書の様式（第40条関係）

(様式) 附則別表第一号 届出書の様式 (附則第2項関係)

※ 長者の欄は、神内訳めし。被ふ名との間に空欄を1格設けること。
※ 本欄は、被ふ名の欄に記入するとき、被ふ名の前に「ソニー」と記入して下さい。

生年月日	性別	年齢	年齢	年齢	年齢	年齢	年齢
○	○	○	○	○	○	○	○

◎ 生年月日は、西暦によるものとします。年齢は、被ふ名の誕生日よりソニーの誕生日までの年数を記入すること。
◎ 年令は、被ふ名M、大正11年、昭和10年、令和2年H、令和3年Jと記入すること。
◎ 年齢は、被ふ名の誕生日よりソニーの誕生日までの年数を記入すること。
◎ 被ふ名の欄は、当該上級の被ふ名に0を付けて記入すること。
(記入例)

被ふ名							
○	○	○	○	○	○	○	○

◎ 生年月日は、西暦によるものとします。年齢は、被ふ名の誕生日よりソニーの誕生日までの年数を記入すること。
◎ 年令は、被ふ名M、大正11年、昭和10年、令和2年H、令和3年Jと記入すること。
◎ 年齢は、被ふ名の欄に該する年数を記入すること。

被ふ名							
○	○	○	○	○	○	○	○

被ふ名							
○	○	○	○	○	○	○	○

(関係) 附則別表第一号 免除する試験科目 (附則第4項)

局換交	術技及び備設の話電換交内構	論理クツヒラト	論概学工話電	種二第び及種一第		科目試験してある科目	科目試験する科目	免除	アナログ第
				格	免				
			○			基礎の術技信通気電			一種
						術技のめたの統接の備設末端			
						規法るす間に統接の備設末端			
		○				基礎の術技信通気電			二種
						術技のめたの統接の備設末端			
						規法るす間に統接の備設末端			
		○				基礎の術技信通気電			三種
						術技のめたの統接の備設末端			
						規法るす間に統接の備設末端			
		○				基礎の術技信通気電			デジタル第
						術技のめたの統接の備設末端			
						規法るす間に統接の備設末端			

種三第							
入 加 体 団 域 地	路 線 合 組	備 設 換 交 合 組	論 概 学 工 話 電	規 法 る す 関 に 等 機 話 電 属 付 び 及 話 電 換 交 内 構	要 概 備 設		
			○				
				○ 1 (注)			
			○				
		○					
○					○		
			○				
		○					
			○				
種四第							
子 電 術 技 の め た の 統 接	線 回 信 通 タ ！」	デ の 等 機 算 計	子 電 識 知 礎 基 る す 関 に 術 技 信 通 気 電	規 法 る す 関 に 話 電			
					○		
				○			
					○		
				○			
○							
					○		
○							
種換交トツケバ							
ケバの器機末端換交トツケバ	識 知 礎 基 る す 関 に 術 技 信 通 気 電	規 法 る す 関 に 統 接 線 回 信 通 タ ！」	デ の 等 機 算 計				
				○			
					○		
				○			
					○		
種換交線回							
関 に 術 技 信 通 気 電	規 法 る す 関	に 統 接 網 換 交 トツケバの器機末	端 換 交 トツケバ	術 技 の め た の 統 接 網 換 交 トツ			
○							
		○					
○							
○							
○							
○							
○							
					○		

す間に統接網換交線回の器機末端換交線回	術技のめたの統接網換交線回の器機末端換交線回	識知礎基るす

たの統接等線者入加タリデ衆公際國の器機	末端送伝タリデ衆公際國	識知礎基るす間に術技信	通氣電	規法る
			○	
		○		
○			○	

種信電際国			○
す間に術技信通氣電	規法るす間に統接等線者入加タリデ衆公際國	○	器機末端送伝タリデ衆公際國
○			術技のめ
		○	
	○		
○			

間に統接線回信電入加際國の等機算計子電	術技のめたの統接線回信電入加際國の等機算計子電	識知礎基る
		○
○		
		○

第一種の試験の科目合格者に限る。
免除する試験科目は、○印を付したものとす
る。